

## 産業廃棄物処理施設等の事業計画書の縦覧及び意見書の提出について

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、以下の産業廃棄物処理施設設置予定者の事業計画書を縦覧します。事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する方は、意見書を提出することができます。

処理施設設置予定者等の名称及び所在地	株式会社富士環境保全公社 静岡県富士市桑崎 904 番地の 10
産業廃棄物処理施設等の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ハ 管理型最終処分場
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん
産業廃棄物処理施設等の設置場所	静岡県富士市大淵字丸火東 11208 番 外 17 筆
縦覧の場所	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課 静岡県東部健康福祉センター廃棄物課
縦覧の期間及び時間	令和 8 年 6 月 20 日から令和 8 年 7 月 21 日までの 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで （開庁日に限る。）
意見書に記載すべき事項	① 生活環境の保全上の見地からの意見 ② 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 ③ 事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所
意見書の提出期限	令和 8 年 8 月 4 日
意見書の提出方法及び提出先	① 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効） ② 提出先 縦覧の場所と同じ

静岡県廃棄物リサイクル課

電話番号：054-221-2423

東部健康福祉センター廃棄物課

電話番号：055-920-2106